

「社会福祉法人の認可について」等の一部改正の概要

社会福祉法人の設立認可及び運営等については、厚生労働省通知「社会福祉法人の認可について（審査基準）」「社会福祉法人の認可について（審査要領）」及び資産要件の緩和にかかる各種通知をもって行っているところですが、このたびこれらの関係通知が改正され、平成24年4月1日から適用される旨の連絡が国からありました。その改正概要は下記のとおりです。

記

1 社会福祉法人の認可について（通知）～審査基準

（平成12年12月1日 大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長 連名通知）

- ① 「小規模通所授産施設⇒地域活動支援センター」への移行に伴う資産緩和要件の根拠通知名の改正
- ② 「身体障害者福祉ホーム⇒福祉ホーム」への変更に伴う資産緩和要件の根拠通知名の改正
- ③ 「居宅介護等事業」の定義変更（旧法根拠事業⇒障害福祉サービス事業）に伴う資産緩和要件の文言整理
- ④ 「地域・共同生活援助事業⇒共同生活援助事業」への名称・定義変更（地域密着型介護サービス事業及び障がい福祉サービス事業への整理）に伴う資産緩和要件の根拠通知・文言整理
- ⑤ 『閲覧に供しなければならない収支計算書』を新会計基準に定める資金収支計算書及び事業活動計算書に変更
- ⑥ 定款準則第20条の備考において、法人の会計処理は新会計基準準拠とすることに変更

2 社会福祉法人の認可について（通知）～審査要領

（平成12年12月1日 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健局計画課長、児童家庭局企画課長 連名通知）

- ① 公益事業の実施例の変更（地域密着型介護予防サービス事業の追加）
- ② 「旧法施設⇒障害福祉サービス事業」への移行に伴う設立当初の資産準備要件の文言整理

※ 上記の審査基準・審査要領の改正と併せて、以下の資産要件緩和にかかる各通知も所要の改正が行われております。

- (1) 国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について
- (2) 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について
- (3) 居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について
- (4) 地域・共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について
- (5) 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について 障害者に係る小規模通所授産施設を経営する社会福祉法人に関する資産要件等について

注：(1)～(4)については従前からの通知の一部改正、(5)は小規模通所授産施設を対象とした従前の通知の廃止による新通知です。